

令和7年度 仁淀川町の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和7年度決算に基づく各指標を公表します。

【健全化判断比率】

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	-1.8	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

※実質赤字比率と連結赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源が上回るため「—」と表示しています。

【公営企業会計の資金不足比率】

(単位: %)

	簡易水道事業会計	農業集落排水事業会計
資金不足比率	—	—
経営健全化基準	20.0	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは？

従来の再建法制では、赤字額が標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表したもの)の20%を超えると、即財政再建団体となっていたのに対し、この新法では「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックする仕組みとなりました。また従来の再建法制にはなかった特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体の財政状況を明らかにしようとするものです。

具体的には次の指標により判断することになります。

- (1) 実質赤字比率
一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (2) 連結実質赤字比率
全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- (3) 実質公債費比率
一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- (4) 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模等に占める割合
- (5) 経営健全化比率【公営企業の財政状況を判断する指標】
資金不足額が事業規模等に占める割合

これらの指標は19年度決算から公表しなければなりません。また20年度決算からは公表とあわせて、早期健全化基準を超える団体は、早期健全化計画を策定し財政健全化に取り組むことになり、さらに財政再生基準を超えると財政再生計画を策定し財政再建に取り組むこととなります。財政再生団体になると地方債の許可の制限や、税金・公共料金の増額、住民サービス等の見直しを強いられ、国の関与がより強くなります。